

ひとり親家庭等医療費助成制度について

助成対象者

ひとり親の児童	ひとり親家庭の母または父に扶養され、18歳に達した年度の末日までの間にいる方
ひとり親の母親	配偶者と死別または離別などをした女子であって、上記児童を扶養している方
ひとり親の父親	配偶者と死別または離別などをした男子であって、上記児童を扶養している方

児童が学生の場合、届出により児童が20歳に到達する月の末日まで延長することができます。

主たる生計維持者の方の前年の所得が所得制限限度額を超える場合、対象となりません。

- 受給者証の有効期限が切れる前に、更新の手続きが必要です。更新の時期になりましたら、役場から郵便によりご案内します。
- 町内の転居や、加入保険が変わったとき、中標津町から転出する時などは届出が必要です。
- 結婚される（婚姻の届出はしていなくても、事実上婚姻関係と同様の状態になる場合も含む）場合は、この助成を受けられませんので、受給者証を返却してください。

助成対象と診療の受け方

受給者証の左上に「親初」とある方と、「親課」とある方とで本人の負担額が違います。

助成内容と診療の受け方は裏面をご覧ください。

	入院	外来	調剤	歯科
児童				
親				×

と は助成の対象です。
 は、役場での払戻しの手続き不要です。
 は、役場での払戻しの手続きが必要です。
 × は、助成の対象になりません。

詳しくは裏面をご覧ください。

下記の医療機関を受診する場合は、児童・親とも の内容になります。

- | | | | |
|------------|---------------|--------------|-----------|
| ・ 石田病院 | ・ 中標津眼科クリニック | ・ アズ・プラザ調剤薬局 | ・ 高根薬局 |
| ・ 大野整形外科医院 | ・ 中標津こどもクリニック | ・ 大通り調剤薬局 | ・ 中標津調剤薬局 |
| ・ 町立中標津病院 | ・ 中標津脳神経外科 | ・ 川口薬局 | ・ りんどう薬局 |
| ・ 富沢内科医院 | ・ 古野医院 | ・ サン薬局 | |

- 舗装具やコルセットなどは、対象になりますのでご相談ください。
- 保険適用外のものにつきましては、助成の対象にはなりませんので、全額本人負担となります。
 - 保険適用外
 - ・ 入院時食事代、病衣、容器代、おむつ代、文書代、交通費、差額ベット代、検診料、予防接種代 等は払戻しはできませんので、全額本人負担となります。
 - ・ 交通事故や犬にかまれるなどの第三者行為が発生した場合は、保険が適用されない場合もありますので速やかに役場（子育て支援室）まで、ご連絡ください。

受給者証 左上の区分をご確認ください。

親初 ・3歳未満の児童 ・3歳以上の市町村民税非課税世帯の方	本人負担は全額助成 (ただし、初診時のみ初診時一部負担金を負担していただきます。) ○診療の受け方 …病院・調剤薬局の窓口にて、保険証と受給者証(黄色のカード)を必ず提示してください。 保険適用外分、初診時の初診時一部負担金を医療機関でご負担いただきますが、それ以外の請求は基本的にされません。 道外で受診等をされた場合は、一度医療機関に支払いが必要です。領収書を受取り、後日、役場で申請により払戻すことができます。 …病院・歯科・調剤薬局の窓口にて保険証のみ提示してください。一度医療機関に支払いが必要です。領収書を受取り、後日役場で申請により払戻すことができます。 ×…親の歯科は、助成の対象ではありません。 初診時一部負担金 医 科 … 580 円 歯 科 … 510 円 柔道整復 … 270 円
親課 ・3歳以上の市町村民税課税世帯の方	費用額の1割は本人負担 ○診療の受け方 …病院・調剤薬局の窓口にて、保険証と受給者証(黄色のカード)を必ず提示してください。 保険適用外分、1割負担分を医療機関でご負担いただきますが、それ以外の請求は基本的にされません。 道外で受診等をされた場合は、一度医療機関に支払いが必要です。領収書を受取り、後日、役場で申請により払戻すことができます。 …病院・歯科・調剤薬局の窓口にて保険証のみ提示してください。一度医療機関に支払いが必要です。領収書を受取り、後日役場で申請により払戻すことができます。 ×…親の歯科は、助成の対象ではありません。 ● 本人負担分の1ヶ月の合計が、入院以外で1人につき12,000円を超えた場合、入院や通院等の世帯合算額が44,400円を超えた場合は、超えた分を払戻しいたしますので、役場で手続きをしてください。

払戻し申請方法

学校・保育園・幼稚園等で負傷した場合、「日本スポーツ振興センターの災害共済給付」または、「乳幼児・重度心身障害者・ひとり親の医療費助成制度」が利用出来ませんが、重複して給付は受けられません。両方の申請が必要な場合もありますので、ご相談ください。

申請受付時期 受診した月の翌月からになります。領収書を1か月分まとめてお持ちください。

申請に必要なもの

印鑑(シャチハタ不可)、受給者証(黄色のカード)、健康保険証、領収書

基本的に領収書はお返しいたしません。確定申告等に使う場合は事前にお申し出ください。

領収書について

患者氏名、診療年月日、診療点数、診療金額、領収印の記載があるもの

高額療養費に該当する場合

町立中標津病院でひとり親の受給者証を利用する場合、町が受給者の代わりに保険者へ支給申請をするために、病院窓口で「同意書」を提出してください。

町立中標津病院以外で高額医療に該当した場合、町が受給者の代わりに保険者へ支給申請をするために、子育て支援室窓口で「同意書」を提出してください。

[申請・お問合せ先]

中標津町役場 子育て支援室 番窓口 電話 73-3111(内線231)